

『5年ごと利差配当付終身介護保障保険・5年ごと利差配当付介護一時金特約』

『三大疾病収入保障保険(無配当)』を発売

～より幅広いお客さまのニーズに対応～

ソニー生命保険株式会社(社長 於久田 太郎)は、平成18年11月2日より新商品「5年ごと利差配当付終身介護保障保険・5年ごと利差配当付介護一時金特約」および「三大疾病収入保障保険(無配当)」を発売します。介護、三大疾病向けの商品ラインアップの拡充により、より幅広いお客さまのニーズにお応えできるようになります。

1) 5年ごと利差配当付終身介護保障保険

■要介護状態になられたときの収入を確保します。

公的介護保険制度の要介護2以上の状態(※)になられたときには介護一時金および介護年金をお支払いします。また、その要介護状態が継続している限り、一生涯にわたり介護年金をお支払いします。

■死亡給付金の設定により掛捨て感を払拭しました。

「要介護状態にならずに死亡された場合」には死亡給付金をお支払いします。また、「要介護状態が短期間であった場合」にも、死亡給付金からすでに支払事由が生じた介護一時金および介護年金の合計金額を差し引いた金額をお支払いしますので、掛捨て感が払拭されます。

5年ごと利差配当付介護一時金特約(5年ごと利差配当付終身介護保障保険専用特約)

■要介護状態になられたとき一時金をお支払いします。

公的介護保険制度の要介護2以上の状態(※)になられたときに特約介護一時金をお支払いします。

(※)被保険者が満65歳未満のときには、当社所定の要介護状態に該当した場合も含まれます。

2) 三大疾病収入保障保険(無配当)

■三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたとき年金をお支払いします。

被保険者が三大疾病により所定の状態になられたとき、生存している限り保険期間が満了するまで三大疾病年金をお支払いします。

I.「5年ごと利差配当付終身介護保障保険・5年ごと利差配当付介護一時金特約」発売について

◇発売の背景

高齢化社会の進展にともない、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護に必要な期間の長期化等により、家族による介護では十分な対応が困難となることが想定され、平成12年4月から公的介護保険制度が実施されています。

しかしながら、平成16年度の「生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）によると、自分が将来介護される状態になった場合の不安に関する調査で85.9%の人が「不安感あり」と回答しており、公的介護保険制度が実施された現状においても、介護にかかる経済的な不安は小さくないこと、公的介護保険制度以外の自助努力が必要であることがうかがえます。

このような状況を鑑みて、公的介護保険制度を補完するための商品をさらに充実させるため、「5年ごと利差配当付終身介護保障保険」および専用特約として「5年ごと利差配当付介護一時金特約」を発売いたします。

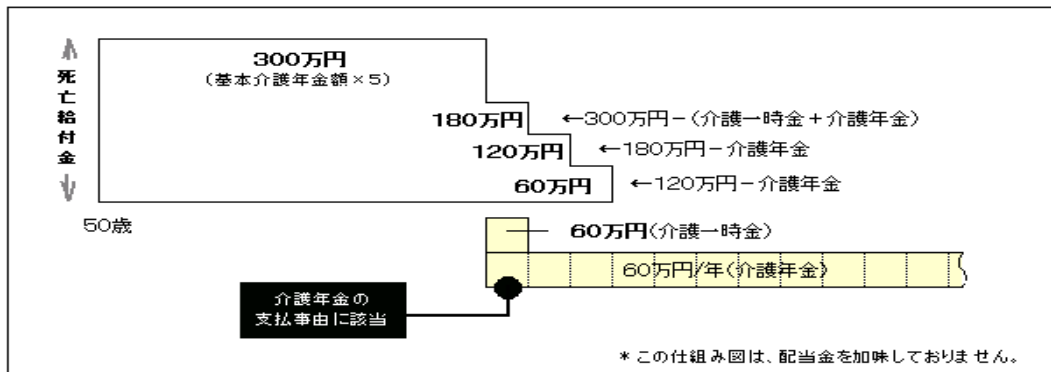
◇5年ごと利差配当付終身介護保障保険

1. 商品の特徴

- (1) 被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度の要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態（※）に該当した場合、介護一時金および介護年金をお支払いします（介護一時金のお支払いは保険期間を通して1回のみ）。
- (2) 第1回目の介護年金をお支払いした以後、介護年金の支払事由に該当した日の1年ごとの応当日において、公的介護保険制度の要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態（※）に該当している場合、第2回目以後の介護年金をお支払いします。
- (3) 被保険者が、公的介護保険制度の要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態（※）から回復した場合、以後の介護年金のお支払いは中止します。その後、再度介護年金の支払事由に該当した場合、介護年金をお支払いします。
- (4) 被保険者が死亡した場合、死亡給付金（保険契約者が契約締結時に指定した基本介護年金額に対する割合（5倍、7倍、10倍のいずれか）により計算する金額）をお支払いします。死亡給付金は、既に支払事由が生じた介護一時金および介護年金の合計金額を差引いた金額になります（差引いた金額が「0」または「マイナス」となる場合は、死亡給付金のお支払いはありません）。
- (5) 保険料払込期間中に被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態に該当したときは、以後の保険料の払込みを免除します。

（※）会社所定の要介護状態は、被保険者の年齢が満65歳未満の場合の支払事由となり、満65歳以上の場合、支払事由は公的介護保険制度の要介護2以上のみとなります。また、公的介護保険制度の要介護2以上の状態をめやすとして、当社が独自に定義した状態です。

2. 仕組み図



<ご契約例> —死亡給付倍率5倍の場合—

- 被保険者 50歳男性
- 基本介護年金額 60万円
- 死亡給付金 300万円 (基本介護年金額×5)
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 70歳
- 個別抜月払保険料 15,840円

- 保険料は年齢・性別・死亡給付倍率により異なります。
- 公的介護保険制度が変更された場合、契約内容・保険料の変更を行うことがあります。

3. 保険料例

①保険料一時払契約 (基本介護年金額：600,000円、一時払保険料)

契約年齢		50歳		
介護一時金額		600,000円	600,000円	600,000円
介護年金額		600,000円	600,000円	600,000円
死亡給付金額※		3,000,000円	4,200,000円	6,000,000円
男	一時払保険料	2,991,240円	3,760,260円	4,975,680円
	対死亡給付金額	100.29%	111.69%	120.58%
女	一時払保険料	3,407,340円	4,026,540円	5,073,300円
	対死亡給付金額	88.04%	104.30%	118.26%

※死亡給付金額は介護一時金・介護年金のお支払いに応じて減額されます。

②保険料平準払契約 (基本介護年金額：600,000円、個別抜月払保険料)

契約年齢		50歳			
介護一時金額		600,000円	600,000円	600,000円	
介護年金額		600,000円	600,000円	600,000円	
死亡給付金額※		3,000,000円	4,200,000円	6,000,000円	
保 険 料	男 性	60歳払込済	27,780円	34,920円	46,200円
		終身払込	11,520円	14,460円	19,140円
	女 性	60歳払込済	30,960円	36,660円	46,140円
		終身払込	11,700円	13,800円	17,400円

※死亡給付金額は介護一時金・介護年金のお支払いに応じて減額されます。

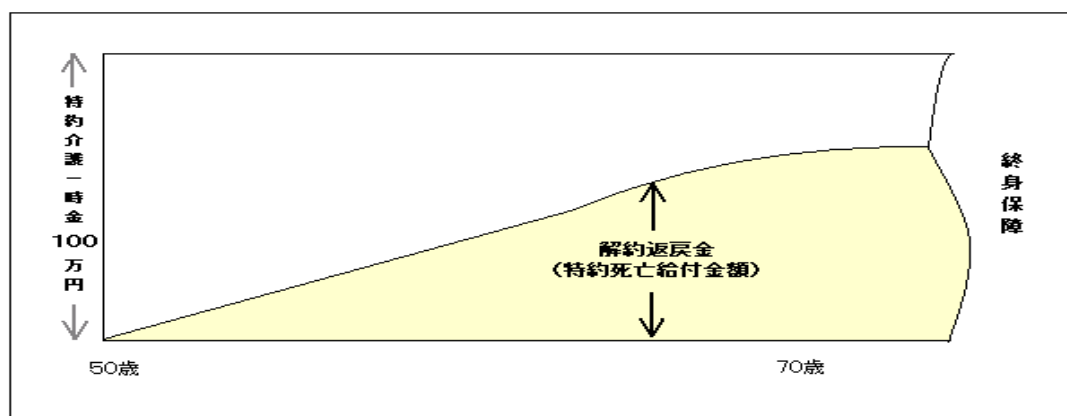
◇5年ごと利差配当付介護一時金特約

1. 商品の特徴

被保険者が、公的介護保険制度の要介護2以上の状態または会社所定の要介護状態（※）に該当した場合に特約介護一時金をお支払いし、死亡した場合には特約死亡給付金（解約返戻金と同額）をお支払いします。

（※）会社所定の要介護状態は、被保険者の年齢が満65歳未満の場合の支払事由となり、満65歳以上の場合、支払事由は公的介護保険制度の要介護2以上のみとなります。また、公的介護保険制度の要介護2以上の状態をめやすとして、当社が独自に定義した状態です。

2. 仕組図



<ご契約例>

- 被保険者 50歳男性
- 特約介護一時金 100万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 70歳
- 個別抜月払保険料 3,370円

- 保険料は年齢・性別により異なります。
- 5年ごと利差配当付介護一時金特約単独でのご加入はできませんので、この他に5年ごと利差配当付終身介護保障保険の保険料が必要になります。
- 公的介護保険制度が変更された場合、契約内容・保険料の変更を行うことがあります。

3. 保険料例

①保険料一時払契約（介護一時金額：1,000,000円、一時払保険料）

契約年齢	50歳	
介護一時金額	1,000,000円	
男性	一時払保険料	687,820円
女性	一時払保険料	691,430円

※死亡給付金額は、解約返戻金と同額になります。

②保険料平準払契約（介護一時金額：1,000,000円、個別扱月払保険料）

契約年齢		50歳	
介護一時金額		1,000,000円	
保険料	男性	60歳払込済	6,170円
		終身払込	2,110円
	女性	60歳払込済	6,190円
		終身払込	2,140円

※死亡給付金額は、解約返戻金と同額になります。

Ⅱ. 「三大疾病収入保障保険（無配当）」発売について

◇発売の背景

平成16年度「人口動態統計」（厚生労働省）によると、三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）による1年間の死亡者は約40万人で、日本国民の死亡原因の47.7%と約半数を占めています。また、平成16年度の「生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）によると、ケガや病気に対する不安があると回答した方の34.1%が「三大疾病にかかる」ことに不安を感じています。

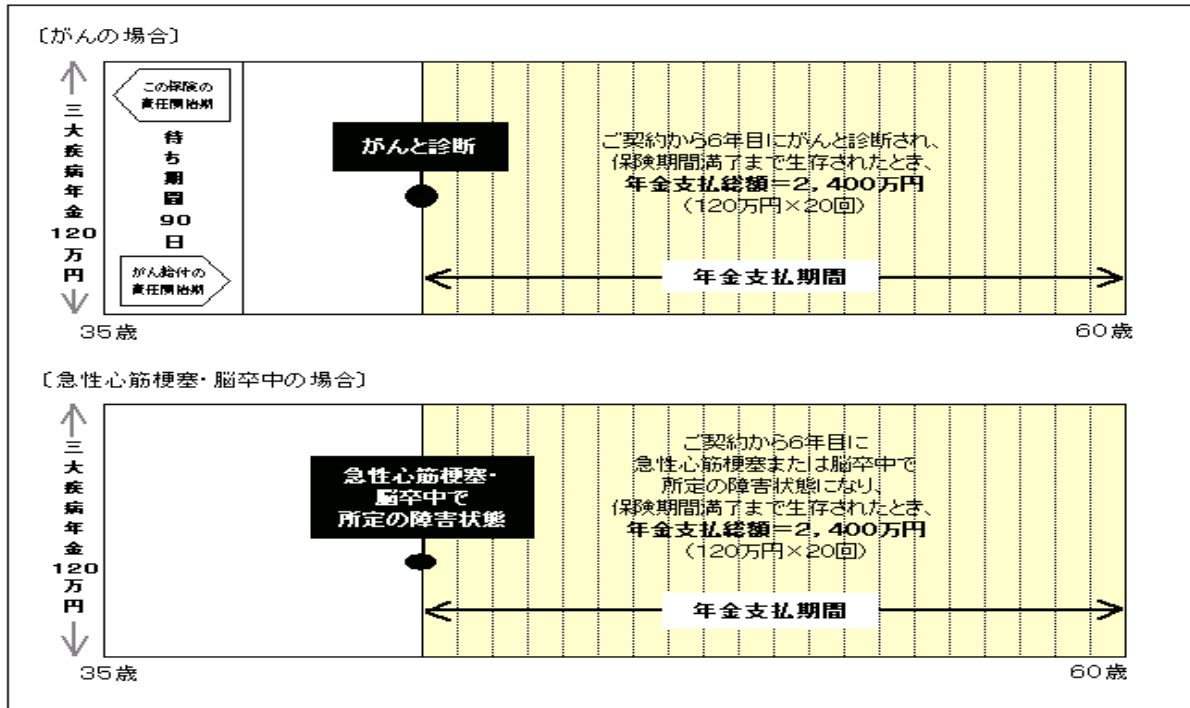
三大疾病に罹患した場合、その治療にかかる費用が発生するだけでなく、長期就業不能状態で収入が途絶してしまう可能性も想定されます。

そのため、今回、三大疾病に罹患の際の収入を補填することに特化した新しい生前給付商品として、「三大疾病収入保障保険（無配当）」を発売いたします。

1. 商品の特徴

- (1) 被保険者が次のいずれかに該当した場合、第1回目の三大疾病年金をお支払いし、以後、第1回年金支払日の年単位の応当日に被保険者が生存している限り、三大疾病年金を保険期間満了日まで毎年お支払いします。
 - ア. 被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（がん給付の責任開始期）以後、がん給付の責任開始期前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき
 - イ. 被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき
 - ① 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
 - ② 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の多覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- (2) 第1回目の三大疾病年金が支払われずに、被保険者が保険期間中に死亡した場合には、1回分の三大疾病年金と同額の死亡給付金をお支払いします。

2. 仕組図



<ご契約例>

- 被保険者 35歳男性
- 年金額 120万円
- 死亡給付金 120万円*
- 保険期間 25年
- 保険料払込期間 25年
- 個別毎月払保険料 6,144円

* 三大疾病年金の支払事由に該当する前に被保険者が死亡された場合、死亡給付金をお支払いします。なお、三大疾病年金の支払開始後は、死亡給付金の保障はなくなります。

■ 保険料は年齢・性別により異なります。

3. 保険料例

条件：三大疾病年金額 100万円、個別毎月払保険料

性別・年齢 保険期間 ・払込期間	男性			女性		
	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
20年・20年	1,520円	2,650円	5,880円	1,630円	2,920円	5,510円
60歳・60歳	3,340円	4,400円	5,880円	3,550円	4,570円	5,510円
65歳・55歳	4,820円	6,910円	11,090円	5,040円	7,060円	10,390円

以上